

◎新潟県告示第282号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市樽沢乙420の2、乙421の2、乙936、乙937の2、乙938の1から乙938の3まで、乙939の1、乙939の3、乙940、乙941の1、乙941の3、乙942の1、乙944の1、乙944の3、乙946、乙947の1、乙947の2、乙949、乙950、乙951の1から乙951の3まで、乙952の1から乙952の3まで、乙953の1、乙953の2、乙954の1、乙954の2、乙955の1、乙955の4、乙955の5、乙956の1、乙956の2、乙957から乙962まで、乙964の1、乙965の1から乙965の4まで、乙966、乙966の1、乙967の1から乙967の3まで、乙969、乙970の1、乙970の2、乙970の4、乙971、乙972の1、乙973、乙974、乙977の1、乙978の3、乙978の5、乙979、乙979の1、乙980、乙981、乙983、乙984の1から乙984の10まで、乙987、乙989、乙989の1、乙989の2、乙990の1、乙990の3、乙991の1、乙992、乙992の1、乙993の1から乙993の5まで、乙993の7、乙993の9、乙994の1、乙995の1、乙995の3から乙995の6まで、乙997の1から乙997の3まで、乙997の6、乙997の8、乙998、乙999、乙1000の1、乙1000の2、乙1001、乙1002、乙1003の1、乙1003の3、乙1004の3から乙1004の7まで、乙1004の9、乙1004の11、乙1004の13、乙1005、乙1009の1から乙1009の5まで、乙1010の1、乙1014の1、乙1014の2、乙1014の5、乙1014の7、乙1019の1、乙1019の2、乙1019の4、乙1019の5、乙1021、乙1023、乙1023の1、乙1028の1、乙1028の4、乙1028の5、乙1030、乙1032の2、乙1032の3、乙1032の5、乙1032の6、乙1033、乙1034の1、乙1036、乙1039の1、乙1040、乙1041、乙1042の1から乙1042の4まで、乙1043から乙1046まで、乙1048の1、乙1048の2、乙1049、乙1050の1、乙1050の2、乙1051の2、乙1051の3、乙1052から乙1054まで、乙1055の1から乙1055の5まで、乙1056の1、乙1057の1から乙1057の3まで、乙1057の5から乙1057の10まで、乙1058の1、乙1059、乙1061の2、乙1061の5、乙1062の1、乙1064の1から乙1064の3まで、乙1065、乙1066の1から乙1066の3まで、乙1067の1、乙1067の2、乙1069、乙1072、乙1074の1、乙1080の1、乙1080の4、乙1081の5、乙1084の6、乙1095の1、乙1095の3、乙1154、乙1177の1、乙1181の2、乙1183の1、乙1183の3から乙1183の12まで、乙1188の1、乙1190の2、乙1191から乙1194まで、乙1195の1から乙1195の6まで、乙1197の1、乙1197の6、乙1197の8から乙1197の20まで、乙1200、乙1201の1、乙1201の3、乙1202の1、乙1203の3、乙1203の5、乙1208、乙1209の1、乙1209の3から乙1209の7まで、乙1210、乙1212の1、乙1212の4から乙1212の7まで、乙1212の10、乙1212の11、乙1212の19、乙1212の22から乙1212の24まで、乙1212の27、乙1212の31、乙1212の32、乙1212の34、乙1212の35、乙1212の37から乙1212の42まで、乙1213から乙1215まで、乙1217の1から乙1217の4まで、乙1217の6、乙1217の11から乙1217の15まで、乙1217の19、乙1217の21、乙1217の23、乙1217の24、乙1218、乙1219の3、乙1221の3、乙1228、乙1229、乙1230の1、乙1230の3、乙1230の4、乙1231の2、乙1231の3、乙1232の1、乙1232の3から乙1232の12まで、乙1233、乙1234、乙1235の1、乙1235の2、乙1236、乙1237、乙1239から乙1241まで、乙1242の1、乙1242の3から乙1242の5まで、乙1242の7、乙1242の8、乙1242の10、乙1242の11、乙1242の13、乙1242の14、乙1243の1、乙1243の2、乙1243の4、乙1245の4、乙1255の1から乙1255の6まで、乙1256、乙1259の1、乙1259の2、乙1259の7から乙1259の9まで、乙1261、乙1263の1、乙1268の2、乙1268の11、乙1268の13から乙1268の16まで、乙1268の19、乙1276の18、乙1276の21から乙1276の25まで、乙1284、乙1285、乙1286の1、乙1286の3、乙1287の1、乙1287の2、乙1289の4、乙1289の6、乙1291、乙1293、乙1295の1から乙1295の3まで、乙1296、乙1297の2から乙1297の7まで、乙1297の10から乙1297の17まで、乙1297の21、乙1297の22、乙1297の24から乙1297の31まで、乙1297の33から乙1297の39まで、乙1297の41、乙1297の43から乙1297の54まで、乙1297の66、乙1297の68、乙1297の73、乙1297の75、乙1297の80、乙1297の83から乙1297の85まで、乙1297の87から乙1297の90まで、乙1298、乙1299の1、乙1299の3、乙1299の7、乙1299の8、乙1299の10から乙1299の13まで、乙1299の16、乙1299の20、乙1299の24、乙1299の25、乙1299の28から乙1299の31まで、乙1305の8、乙1307の1、乙1308の1から乙1308の5まで、乙1309、乙1312の1、乙1312の2、乙1313の1、乙1315から乙1321まで、乙1323、乙1325、乙1325の1、乙1327、乙1328の2、乙1329、乙1330、乙1331の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)